

令和 6 年度

財政援助団体等監査結果報告書

特別区人事・厚生事務組合 監査委員

6 特監監第 1 1 0 号
令和 6 年 1 2 月 2 日

特別区人事・厚生事務組合 管理者
特別区人事・厚生事務組合議会 議長
特 別 区 人 事 委 員 会
特別区人事・厚生事務組合教育委員会

} 様

特別区人事・厚生事務組合
監査委員 川 崎 亨
監査委員 山 田 加 奈 子

令和 6 年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果に関する報告について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき実施した定期監査及び財政援助
団体等監査の結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

財政援助団体等監査

第1 監査の対象団体（施設）及び実施日

団 体 ・ 施 設 名		監査事由	実 施 日
社会福祉法人 特別区社会福祉事業団	法 人 本 部	出 資 団 体	1 0 月 4 日
	西新井栄荘（宿所提供施設）	指定管理者	7 月 1 1 日
	葛飾荘（宿所提供施設）		7 月 1 7 日
	新幸荘（宿所提供施設）		7 月 1 9 日
	けやき荘（更生施設）		1 0 月 8 日
社会福祉法人 新栄会	赤 羽 荘 （ 宿 泊 所 ）	指定管理者	1 0 月 1 0 日
社会福祉法人 有隣協会	浜 川 荘 （ 更 生 施 設 ）	指定管理者	1 0 月 1 5 日
特別区人事・厚生事務組合職員互助会		補 助 金 等 交 付 団 体	6 月 7 日 ～ 6 月 1 4 日

第2 監査の種類及び着眼点等

（1）監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定及び特別区人事・厚生事務組合監査基準に基づく監査として実施した。

（2）監査の対象

令和5年度から令和6年度の監査実施日までの出資団体、指定管理者及び補助金等交付団体の財政援助等に係る出納その他の事務の執行

（3）着眼点

- ① 出資団体については、出資の目的に沿って団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その経理処理は適正に行われているか、所管部は指導・監督を適切に行っているか。
- ② 指定管理者については、施設の管理運営は協定書等に基づき適正かつ効率的に執行され、その経理処理は適正に行われているか、所管部は指導・監督を適切に行っているか。
- ③ 補助金等交付団体については、事業が補助金等交付の目的に沿って適正に執行され、その経理処理は適正に行われているか、所管部は指導・監督を適切に行っているか。

第3 監査の実施内容

監査対象団体（施設）については、実地監査により、会計帳簿、証拠書類、決算書等の関係書類の突合を行い、また、監査資料に基づき補助金等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等により照合・確認した。併せて当該団体（施設）の関係者及び担当所管部等の説明を聴取し、監査を実施した。

第4 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。なお、軽易な事務上の誤りについてはその都度関係職員に指導した。